

## 豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札により行う建設工事（以下「工事」という。）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 低入札価格調査

施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合又は価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした入札者以外の者を落札者とすることができる場合に行う調査をいう。

#### (2) 低入札調査基準価格

前号の調査を行う基準として設定した価格をいう。

#### (3) 失格基準

低入札調査基準価格を下回った場合に、第1号の調査を行うまでもなく契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準をいう。

#### (4) 最低制限価格

豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第16条に規定する最低制限価格をいう。

#### (5) 条件価格

低入札調査基準価格又は最低制限価格をいう。

#### (6) 契約担当者

規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

### (条件価格等の適用)

第3条 低入札調査基準価格及び失格基準は、総合評価方式で発注する工事請負契約に適用する。

2 低入札調査基準価格及び失格基準を適用しない工事請負契約は、最低制限価格を適用する。

3 前2項の規定に関わらず、契約担当課長が必要と認めるときは、条件価格等の適用の対象を変更することができるものとする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格(税抜き。以下同じ。)算出の基礎となった次の各号に定める額の合計とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(失格基準)

第5条 失格基準は、次の各号に定める基準をいうものとし、同基準のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額を下回る場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額を下回る場合
- (3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額を下回る場合
- (4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額を下回る場合

(条件価格の公表)

第6条 契約担当者は、条件価格を設定したときは、入札公告又は指名通知等で条件価格を設定している旨を周知しなければならない。

- 2 条件価格は、落札決定後に速やかに公表する。
- 3 前項の規定に関わらず条件価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表を中止することができるものとする。

(低入札価格調査)

第7条 契約担当者は、開札の結果、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準以上の価格で入札(以下「低入札」という。)が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。

- 2 前項に該当した場合は、契約担当者は、低入札を行った者のうち必要と認めるものに、直ちに低入札価格(入札額)理由書(様式第1号)の提出を求め、次の事項について事

情聴取等の調査を行い、低入札価格調査書（様式第2号）を作成する。

- (1) 第4条による判断
- (2) その他の価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事及びその工事成績
- (8) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (9) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）
- (10) その他必要な事項

（豊田市低入札価格調査委員会）

第8条 低入札を行った落札候補者の履行の確保について審査を行うため、豊田市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、契約担当部長、契約担当副部長、契約担当検査監、契約担当課長及び当該低入札に係る工事を所掌する課等の長又はその代理者をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は、契約担当部長をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- 4 契約担当課長は、前条第2項の規定により実施した調査の結果を委員会へ報告し、落札候補者の履行の確保について意見を求めるものとする。
- 5 委員長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに会議を開催し、審査を行うものとする。
- 6 委員長は、前項の審査を行った場合は、その結果を低入札価格調査審査結果通知書（様式第3号）により契約担当課長に通知するものとする。
- 7 委員会に関する事務は、契約担当課において処理する。

（落札者の決定）

第9条 低入札価格調査及び審査の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は、当該低入札者を契約の相手方と決定し、契約の履行が確保できないと認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の順位の価格の入札をした者又は価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって有利なものをもって申込みをした次の順位の者（以下「次順位者」という。）を契約の相手方と決定するものとする。

- 2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。
- 3 契約担当課長は、前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、その旨を当

該入札参加者に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、契約担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(豊田市低入札価格調査要綱の廃止)

2 豊田市低入札価格調査要綱(平成11年4月1日)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注

した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日

以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

## 低入札価格（入札額）理由書

開札日	年 月 日
入札額（税抜き）	
工事名	
会社名 代表者	
連絡先	
担当者	
手持ち工事 （支社等单位で現在の 手持ち状況を記入） ※官公庁のみ	
関連する機材の確保に ついて	
当工事に必要となる資 材・部材等の確保につ いて	
資材を購入する場合は、 購入先と関連性	
地理的条件の優位性	
労務者の供給体制 （予定）	

低額で積算できた理由	
利益について	
今後の入札に対する考え方	
今回の受注にあたっての意欲等	

**【添付書類】**

- 1 必須添付書類（写しも可）
  - ・ 代価表
  - ・ 財務諸表
  - ・ 決算書
  
- 2 任意添付書類（写しも可）
  - ・ 工程表
  - ・ その他

# 低 入 札 価 格 調 査 書

開 札 日			
工 事 名			
入 札 者		入札価格（税抜き） 円	
設計金額（税込み） 円	予定価格（税抜き） 円	調査対象（税抜き） 円	
低入札価格調査制度についての認識及び今回応札した価格について			
手持ち工事の状況（契約対象工事付近及び関連の工事）			
工事場所との地理的条件（低入札者の事業所、資材置場等との関連）			
手持ち資材及び機械数の状況			
資材購入先及び入札者との関係等			
労務者の具体的供給見通し			
経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）			
信用状況（建設業法違反、賃金不払、下請支払遅延等）			
過去に施工した本市発注の公共工事名及び成績状況			
調査した者	課		
	課		
相手側			

# 低入札価格調査書(その2)

低入札した理由・工事費内訳書の確認について

(聞取り調書)

## 低入札した理由

①なぜ、低額で積算できたか？

②入札した額での利益は？(純利益率等)

③赤字となる場合、なぜ赤字覚悟で入札したか？

④今後指名があったとき、①と同様な理由があれば、今回と同程度の低率で入札するか？

## 工事費内訳書の確認

設計書と工事費内訳書を比較すると、大きな差額がある部分は？

## その他確認事項

決定者	副部長	検査監	契約課長	業務担当課	起案責任者
-----	-----	-----	------	-------	-------

低入札価格調査審査結果通知書

年 月 日

契約課長 様

豊田市低入札価格調査委員会

下記工事について、豊田市低入札価格調査委員会で審査した結果等を通知します。

記

- 1 対象工事  
工事名  
工事場所
- 2 調査対象業者  
業者名
- 3 審査結果  
契約の履行が確保されると判断（する・しない）。
- 4 事情聴取の結果  
別紙「低入札価格調査書」のとおり